

## 1 基本手的な考え方

八王子市は、昭和43年に「消費者保護基本法」の施行とともに、いち早く経済部商工観光課の所掌事務に「消費者の保護に関すること」を加え消費者保護対策に取り組み始め、昭和52年7月には消費者センターを開設し、専門の相談員による消費者相談や啓発イベントを実施し、市民の安全・安心な消費生活の向上に努めています。

近年、高度情報化社会など急激な時代変化を背景に、消費者の商品購入やサービス提供によるトラブル、インターネット利用や悪質商法、食品偽装問題などによる被害等様々な事案が発生し、これらに対応するため、国では、平成21年に消費者を主役とする社会の実現に向け消費者庁を設置し、「消費者安全法」の施行など法体系の整備を行いました。「消費者安全法」においては、地方公共団体は消費生活相談体制の充実、消費者教育・啓発活動の推進など消費者行政の充実・強化を積極的に図ることが求められています。

市は、これまでの消費者保護対策を更に充実させ、市民の消費生活の安定及び向上を図ため、平成23年4月に「八王子市消費生活条例」を施行しました。平成23年3月に消費者センターを八幡町から利便性の良い八王子駅北口の生涯学習センターに移すとともに、同年4月には、名称も消費生活センターに改め、新たにスタートしています。

この条例では、消費生活における利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び消費者の役割等を明らかにするとともに、「八王子市消費生活基本計画」(以下「計画」といいます。)の策定を規定しており、この計画が策定されることにより、市民及び事業者の消費生活における意識が向上し、関係機関等と市との新たな仕組みをつくることで、消費者問題の解決や被害拡大の防止につながることが望めます。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「八王子市消費生活条例」に基づいて、市民の消費生活の安定及び向上をはかるための消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、市の各分野の個別計画との調整を図る必要があります。

## 3 取り組むべき重点課題

重点課題A 消費者教育の充実

重点課題B 消費者被害の防止・予防

重点課題C 消費者被害の救済

重点課題D 悪質な事業者への対応

重点課題E 情報提供の充実

#### 4 計画の期間

消費生活を取り巻く状況の変化や国・東京都の動向も踏まえると、基本計画は5年程度の期間が相当であり、必要に応じ適宜、見直しも必要と考えます。

#### 5 計画の検証・評価の公表

計画については、毎年、検証・評価を行い公表する必要があります。